

島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の休暇に関する条例の
制定について

1 制定理由

地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、関係する条例について制定を行うもの。

2 要旨

- (1) 会計年度任用職員の休暇に関し必要な事項を定める。
- (2) 会計年度任用職員の休暇については、その職の性質等を考慮して、規則に定める基準に従い、任命権者が定める。

3 施行期日

公布の日